

金融商品（債権の評価）

企業会計ナビチーム 公認会計士 水野貴允



▶ Takano Mizuno

主に外食業、ITサービス業、リース業等の監査を担当。当法人ウェブサイト「企業会計ナビ」に掲載する会計情報コンテンツの企画・執筆に従事している。

企業会計ナビでは当法人のウェブサイト上で、会計に関するさまざまなナレッジを発信しています。

今回は「解説シリーズ『金融商品』第7回：デリバティブ取引、債権の評価（貸倒引当金）、その他」から、債権の評価（貸倒引当金）を紹介します。

I 債権の評価と貸倒見積法

受取手形、売掛金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とするとされています。金融商品に関する会計基準は、債務者の経営状態に応じて適切に債権の区分を行い、その債権区分に従って貸倒引当金の計上を行うという考え方を採用しています。

II 債権ごとの貸倒見積高の算定方法

貸倒見積高の算定方法については、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の区分に応じた方法が示されています（<表1>参照）。

一般事業会社においては、全ての債務者について、財務内容に関する情報の入手を行うことは困難であることが多いため、債権の計上月（売掛金等の場合）又は弁済期限（貸付金等の場合）からの経過期間に応じて債権区分を行うなどの簡便な方法も認められています（金融商品会計に関する実務指針（以下、実務指針）第107項）。

1. 貸倒実績率報に基づく貸倒見積高の算定

一般債権は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに貸倒見積高を算定します。一般債権においても個々の債権が有する信用リスクの程度には差があるため、与信管理目的で債務者の財政状態・経営成績等に基づいて債権の信用リスクのランク付け（内部格付）が行われている場合に、当該信用リスクのランクごとに区分して過去の実績から算出した貸倒実績率を用います。

貸倒実績率は、ある期における債権残高を分母とし、翌期以降における貸倒損失額を分子として算定します。貸倒実績率を算定する期間は、一般には債権の平均回収期間が妥当ですが、当該期間が1年を下回る場合には、1年とします。なお、当期末に保有する債権について適用する貸倒実績率を算定する場合、当期を最終年度とする算定期間を含むそれ以前の2～3算定期間に係る貸倒実績率の平均値を使用します（実務指針第110項）。

2. 財務内容評価法

破産更生債権等について財務内容評価法を適用する場合は、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とします。他方、貸倒懸念債権について財務内容評価法を適用する場合は、担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定します。そのため、貸倒懸念債権について財務内容評価法を採用する場合には、債務者の支払能力を総合的に判断する必要があります。ただし、一般事業会社においては、債務者の支払能力を判断する資料を入手することが困難な場合もあるため、貸倒懸念債権と初めて認定した期に

▶表1 貸倒見積高の算定方法

区分	定義	算定方法
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の貸倒実績率等合理的な基準
貸倒懸念債権	経営破綻の状況には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	「財務内容評価法」 担保又は保証が付されている債権について、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法 「キャッシュ・フロー見積法」 債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、債権の発生又は取得当初における将来キャッシュ・フローと債権の帳簿価額との差額が一定率となるような割引率を算出し、債権の元本及び利息について、元本の回収及び利息の受取が見込まれるときから当期末までの期間にわたり、債権の発生又は取得当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法
破産更生債権等	経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権	「財務内容評価法」 債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法

は、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を控除した残額の50%を引き当て、次年度以降において、毎期見直す等の簡便法を採用することも認められます（実務指針第114項）。

3. キャッシュ・フロー見積法

キャッシュ・フロー見積法を適用する場合は、債権の発生又は取得当初の割引率で割り引いた現在価値の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とします。なお、契約上の将来キャッシュ・フローが予定どおり入金されない恐れがある場合、支払条件の緩和が行われていれば、それに基づく将来キャッシュ・フローを用い、それが行われていなければ、回収可能性の判断に基づき入金可能な時期と金額を反映した将来キャッシュ・フローの見積もりを行った上で、それを債権の発生当初の約定利率又は取得当初の実効利率で割り引きます（実務指針第115項）。

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、他にもさまざまな項目の解説を行っています。ご覧になりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

【解説シリーズ「金融商品」】

- 第1回：金融商品の定義、会計基準の適用範囲
- 第2回：金融資産・負債の発生、消滅の認識
- 第3回：金融商品の評価
- 第4回：ヘッジ会計の概要
- 第5回：金利スワップ・予定取引の会計処理とヘッジ会計の中止・終了
- 第6回：複合金融商品
- 第7回：デリバティブ取引、債権の評価（貸倒引当金）、その他

▶ 企業会計ナビURL
www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting



企業会計ナビ 会計実務Q&A

一般債権の貸倒実績率の計算に貸倒懸念債権及び破産更生債権等の貸倒実績も含めるべきか

Question

一般債権の貸倒実績率を計算する場合、分子の貸倒実績には、貸倒懸念債権や破産更生債権等として分類された債権の貸倒分も含めるべきでしょうか。

Answer

貸倒懸念債権及び破産更生債権等も、もともとは一般債権に区分されていたものであり、その債権の貸倒損失額は一般債権の貸倒実績率の計算の分子に含めるのが理論的であると考えられます。

十分に精度の高い担保及び保証の回収見込額に基づいて引き当てられているものや、損失として早々に実現する可能性が高いものについては、貸倒実績率法の分子に含めることが実態をより反映するものになるとされています。

根拠条文

▶ 金融商品会計に関するQ&A Q41